

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2018-193458(P2018-193458A)

【公開日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2018-047

【出願番号】特願2017-97495(P2017-97495)

【国際特許分類】

C 08 F 214/08 (2006.01)

C 08 L 27/08 (2006.01)

B 65 D 65/40 (2006.01)

【F I】

C 08 F 214/08

C 08 L 27/08

B 65 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月10日(2020.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

[塩化ビニリデン - 塩化ビニル共重合体]

塩化ビニリデン系樹脂フィルムを形成している塩化ビニリデン - 塩化ビニル共重合体(以下、単に「共重合体」ともいう。)は、塩化ビニリデン由来の構成単位と塩化ビニル由来の構成単位とを含有する。上記共重合体は、例えば、塩化ビニリデン60～98質量%及び塩化ビニル2～40質量%、好ましくは塩化ビニリデン70～95質量%及び塩化ビニル5～30質量%、より好ましくは塩化ビニリデン70～85質量%及び塩化ビニル15～30質量%を懸濁重合又は乳化重合して製造される。上記共重合体は、例えば、塩化ビニリデン由来の構成単位60～98質量%と塩化ビニル由来の構成単位2～40質量%とからなり、フィルム成形時の押出加工性と得られたフィルムのガスバリア性とのバランスが良好となりやすい点で、塩化ビニリデン由来の構成単位70～95質量%と塩化ビニル由来の構成単位5～30質量%とからなることが好ましく、塩化ビニリデン由来の構成単位70～85質量%と塩化ビニル由来の構成単位15～30質量%とからなることがより好ましい。